

加入申込書 記入例

●お申し込みにあたっては、記入例を参考に必要事項をはっきりとめれなく記入してください。

生活協同組合おけみん共済生活協同組合連合会（こくみん共済 coop） 協中 団体生命共済 加入申込書

申込日(告知日) XX年 8月 1日

1 申込日(告知日) 20XX年 8月 15日

2 契約者について記入してください。 ○○○○労働組合

3 「契約者印」を押印してください。

4 加入申込書裏面の質問表をご覧ください。回答してください。

5 共済掛金および死亡共済金受取人欄を記入してください。

6 共済掛金の合計額を記入してください。

7 加入のコースと共済掛金額および死亡共済金受取人欄を記入してください。

8 共済掛金の合計額を記入してください。

9 共済掛金の合計額を記入してください。

●申込日(告知日)を記入してください。

●契約者欄を記入してください。

●加入のコースと共済掛金額および死亡共済金受取人欄を記入してください。

●「契約者印」を押印してください。

●加入申込書裏面の質問表をご覧ください。回答してください。

●共済掛金の合計額を記入してください。

ご契約にあたっては、必ず「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」をご確認のうえ、お申し込みください。

JBUあんしんプラン 家族サポートタイプ

〈共済年金払特則付団体定期生命共済〉

組合員とご家族の生活を守る JBUあんしんプランの 遺族保障 です。

- ① 組合員または配偶者が死亡・重度障がいとなった場合にご家族へ共済金を分割でお支払いします。
- ② 基幹労連およそ27万人のスケールメリットを活かした助け合いの制度です。
- ③ 年齢・性別にかかわらず同一制度・同一掛金です。
- ④ 組合員のライフステージにあわせ、毎年見直しができます。
- ⑤ 退職時に移行できる共済制度があります。
*移行にあたっては一定の条件があります。

あんしんの 5つの ポイント

こくみん共済 coop 連絡先一覧

推進本部・生協名	電話番号	推進本部・生協名	電話番号	推進本部・生協名	電話番号	推進本部・生協名	電話番号
北海道推進本部 (北海道労働者共済生活協同組合)	011-821-6031	千葉推進本部 (千葉県労働者共済生活協同組合)	043-287-8165	滋賀推進本部 (滋賀県労働者共済生活協同組合)	077-524-6031	香川推進本部 (香川県労働者共済生活協同組合)	087-822-1156
青森推進本部 (青森県労働者共済生活協同組合)	017-723-6031	東京推進本部 (東京労働者共済生活協同組合)	03-3360-6300	奈良推進本部 (奈良県労働者共済生活協同組合)	0742-23-6031	愛媛推進本部 (愛媛県共済生活協同組合)	089-923-6031
岩手推進本部 (岩手県労働者共済生活協同組合)	019-622-0631	神奈川推進本部 (神奈川県労働者共済生活協同組合)	045-473-5588	京都推進本部 (全京都労働者共済生活協同組合)	075-812-7821	高知推進本部 (高知県労働者共済生活協同組合)	088-823-6031
宮城推進本部 (宮城県労働者共済生活協同組合)	022-265-6071	長野推進本部 (長野県労働者共済生活協同組合)	026-235-6139	大阪推進本部 (全大阪労働者共済生活協同組合)	06-6647-7700	福岡推進本部 (福岡県労働者共済生活協同組合)	092-739-6100
秋田推進本部 (秋田県労働者共済生活協同組合)	018-824-6031	山梨推進本部 (山梨県労働者共済生活協同組合)	055-237-6861	和歌山推進本部 (和歌山県労働者共済生活協同組合)	073-425-6031	佐賀推進本部 (佐賀県労働者共済生活協同組合)	0952-41-1331
山形推進本部 (山形県労働者共済生活協同組合)	023-646-4666	静岡推進本部 (静岡県労働者共済生活協同組合)	054-254-1180	兵庫推進本部 (兵庫県労働者共済生活協同組合)	078-371-6522	長崎推進本部 (長崎県労働者共済生活協同組合)	095-864-6031
福島推進本部 (福島県労働者共済生活協同組合)	024-521-3390	富山推進本部 (富山県労働者共済生活協同組合)	076-433-7388	島根推進本部 (島根県労働者共済生活協同組合)	0852-27-0631	熊本推進本部 (熊本県労働者共済生活協同組合)	096-375-5545
新潟推進本部 (新潟県総合生活協同組合)	025-284-6031	石川推進本部 (石川県労働者共済生活協同組合)	076-223-4398	鳥取推進本部 (鳥取県共済生活協同組合)	0857-22-8234	大分推進本部 (大分県労働者共済生活協同組合)	097-548-6031
茨城推進本部 (茨城県労働者共済生活協同組合)	029-227-6642	福井推進本部 (福井県労働者共済生活協同組合)	0776-26-6187	岡山推進本部 (岡山県労働者共済生活協同組合)	086-253-6031	宮崎推進本部 (宮崎県共済生活協同組合)	0985-24-6262
栃木推進本部 (栃木県労働者共済生活協同組合)	028-635-6031	愛知推進本部 (愛知県労働者共済生活協同組合)	052-681-7959	広島推進本部 (広島県労働者共済生活協同組合)	0120-39-6031	鹿児島推進本部 (鹿児島県労働者共済生活協同組合)	099-226-6031
群馬推進本部 (群馬県労働者共済生活協同組合)	027-255-6311	岐阜推進本部 (岐阜県労働者共済生活協同組合)	058-274-6031	山口推進本部 (山口県共済生活協同組合)	083-927-5000	沖縄推進本部 (沖縄県共済生活協同組合)	098-951-2002
埼玉推進本部 (埼玉県労働者共済生活協同組合)	048-822-0631	三重推進本部 (三重県労働者共済生活協同組合)	059-227-6167	徳島推進本部 (徳島県共済生活協同組合)	088-679-7700		

新しく組合員になれる方へ(出資金について)

「こくみん共済 coop」は消費生活協同組合法にもつき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員になるには、1口(100円)の出資が必要です(生活協同組合運営のために10口(1,000円)以上の出資をお願いしています)。

たすけあいから生まれた保障の生協です

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。



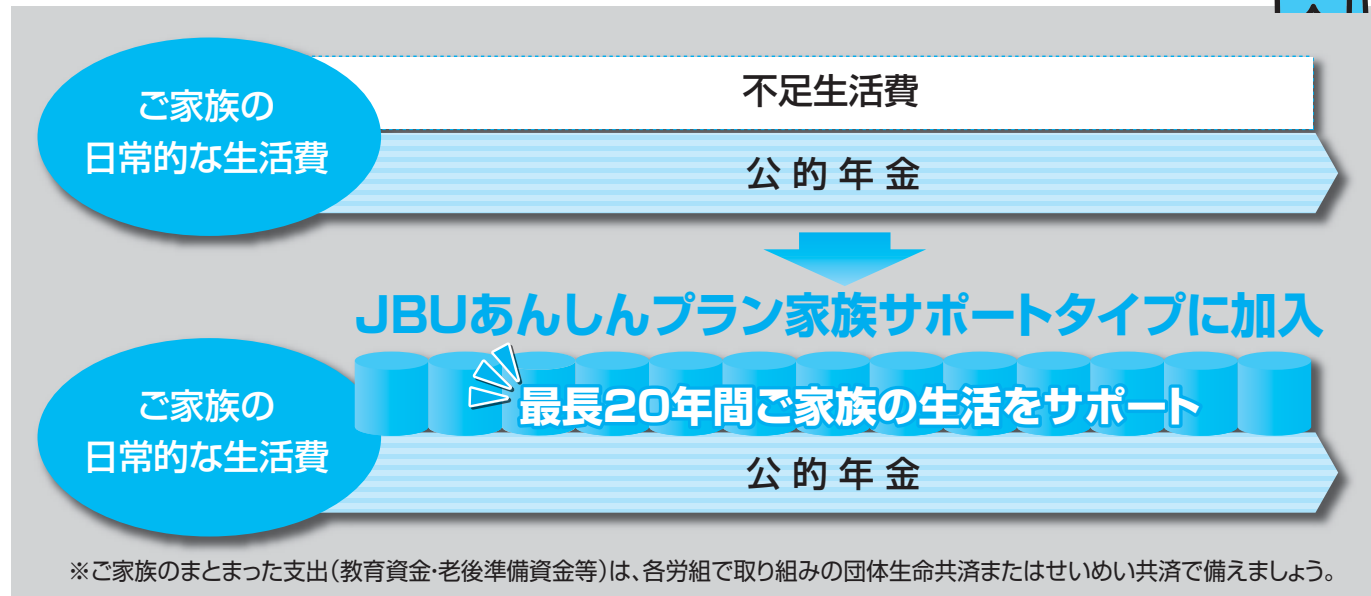
たすけあいの輪をむすぶ

「たすけあいの輪をむすぶ」こくみん共済 coopへ、次のステージへ



「JBUあんしんプラン家族サポートタイプ」が、 万一の際に、ご家族の日常的生活費を バックアップいたします。

「JBUあんしんプラン家族サポートタイプ」は、ご加入の方(被共済者)が死亡・重度障がいとなったときに、ご家族の日常的生活費(食費、交通・通信費、光熱費等)に備える制度です。公的年金だけでは不足する、ご家族の日常的生活費を「分割」で補う制度となっています。



※ご家族のまとまった支出(教育資金・老後準備資金等)は、各労組で取り組みの団体生命共済またはせいめい共済で備えましょう。

JBUあんしんプラン家族サポートタイプ (Dコース・受取年額120万円)

加入例

契約者が死亡し、配偶者と子ども2人(18歳未満)が遺された場合(現在の世帯年収500万円の場合)

(日常生活費の目安) (公的遺族年金月額) (不足分生活費)
250,000円 - 142,000円 = 約100,000円

Dコースの加入により不足生活費分を分割受取額10万円(月あたり)でカバーします。

ご家族の日常的生活費の目安 ※こくみん共済coop「保障設計サポートガイド2020年12月版」より
 日常的生活費は、日々の衣食住をまかなうものとして、「現在の世帯年収」の60%程度を目安としています。
 例えば、現在の世帯年収が500万円の場合、年額300万円、月額25万円程度となります。

公的保障 (遺族年金) の目安

	■遺族基礎年金の額(概算)		■遺族厚生年金の額(概算)		
	遺族	遺族基礎年金(年額) (月額)	年収	遺族厚生年金(年額) (月額)	
配偶者+子1人	100万円	8.3万円	300万円	30万円	2.5万円
配偶者+子2人	120万円	10万円	400万円	41万円	3.4万円
配偶者+子3人	130万円	10.8万円	500万円	51万円	4.2万円

※遺族基礎年金には子の加算を含みます。

※年収は「現在までの平均年収」を目安として用います。

最適な保障プランを基幹労連の共済で!

基幹労連トータル保障制度「JBUあんしんプラン」

JBUあんしんプランは、基幹労連に所属する組合員と家族の生活をより豊かに安定したものとすることを目的とした共済制度です。

加入 60歳 65歳 70歳 80歳 85歳 終身

家族サポートタイプ

①年齢・性別を問わず掛金は同一。
②死亡・重度障害共済金を分割で受取。

受取総額*
約**242万円**~
約**1,943万円**

掛金例 月払掛金
456円 ~ 3,496円
〔受取年額36万円、5年間受け取りの場合〕 〔受取年額120万円、15年間受け取りの場合〕

基幹労連統一共済制度(団体生命共済)

①年齢・性別を問わず掛金は同一。
②死亡・重度障害共済金を一括で受取。

保障額
最高**3,000万円**

**新離退職者
団体生命共済**

移行専用の共済
※移行にあたっては、一定の条件があります。

医療タイプ

①一生涯にわたる保障であんしん。
②入院1回あたり180日まで、通算で1,000日まで保障。
③日帰り入院から保障。
④入院日額は最高10,000円まで加入可能。

掛金例 月払掛金 **4,160円**
(満40歳加入・男性・総合タイプ+先進医療特約・入院日額5,000円・共済期間 終身)

終身

医療タイプ <定期医療プラン>

①病気やけがによる入院・手術から通院までを保障。
②手術や通院(入院前・退院後)に加え、特約付帯で先進医療も保障。
③日帰り入院から保障。
④入院日額は最高10,000円まで加入可能。

掛金例 月払掛金 **1,694円**
(満40歳加入・男性・基本保障+先進医療特約・入院日額5,000円・共済期間 10年)

年金タイプ

①月々3,000円から積み立てが可能。
②受取時に確定年金(5・10・15年)、終身年金を選択できます。
③年金コース以外にも医療・介護・生命保障のコースも選択できます。

年金年額
最高**120万円**

**満60歳掛金払込完了
満60歳から
年金スタート**

終身年金 満60歳年金受取開始(定額型)
保証期間付終身年金(保証期間15年間)を選択

掛金例 月払掛金 **10,000円**
(満30歳加入・男性・年金受取開始年齢 満60歳)

満80歳までの受取総額* 約**394万円**

保証期間(15年間)受取総額* 約**295万円**

*受取総額は、2022年4月1日時点の基礎率(予定利率等)により計算したものです。なお、受取総額は、将来の基礎率(予定利率等)の変更により変動(増減)する場合があります。

※各制度の詳細については、各共済リーフレット等でご確認ください。

ご契約にあたっては、必ず「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」をご確認のうえ、お申し込みください。

保障はライフステージをベースに。
あなたと大切なご家族のためにムリ・ムダのない安心を備えましょう。

おすすめ

ライフステージ別 加入モデルプラン

たとえば…
万一の際に備える
“遺族保障”の組み合わせ

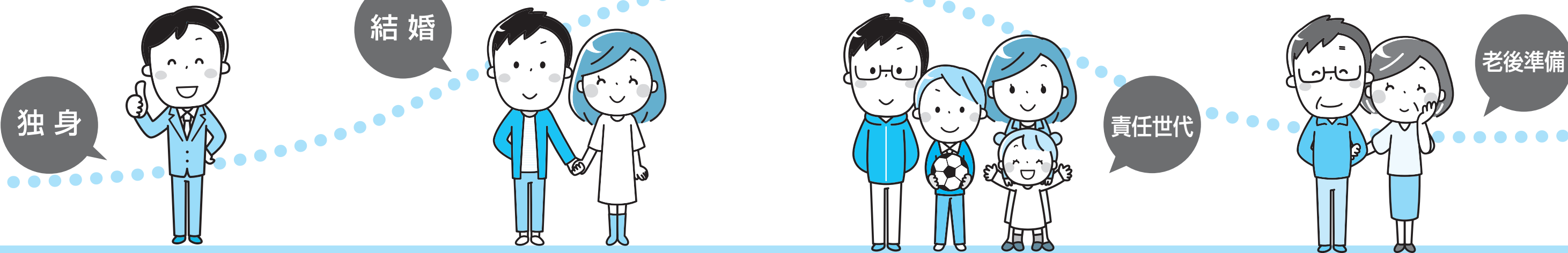
『日常の生活費の準備』
JBUあんしんプラン
家族サポートタイプ

分割受取
ご家族の日常的な生活費
食費
交通・通信費
光熱費等

受取期間 5~20年

『まとまった費用の準備』
団体生命共済
せいめい共済など

一括受取
ご家族のまとまった支出
(将来へ向けた準備を含む)
教育資金
老後準備資金等



独身 (新入組員) 月払掛金合計 **2,356円**
加入年齢 満22歳 男性

リスクは低いため、
死亡保障・医療保障ともに最低限の保障に。

初年度 ← 一時金※ 約53万円 → 受取期間 5年間 → 最終年度

年額 36万円 年額 36万円 年額 36万円 年額 36万円 年額 36万円

JBUあんしんプラン
家族サポートタイプ[A05コース]
(死亡・重度障がい保障) 月払掛金:456円

分割受取総額 **180万円** (受取期間:5年間) + 一時金※ 約62万円 (初年度のみ)

受取総額※ 約**242万円**

PLUS

JBUあんしんプラン
医療タイプ [終身医療プラン ベーシック180+先進医療特約]
入院日額 **5,000円**
月払掛金:1,900円 共済期間:終身

結婚 月払掛金合計 **5,004円**
加入年齢 満30歳 男性 (配偶者あり・子どもなし)

死亡保障は一定確保が必要。
医療保障も充実させ万一への備えを。

初年度 ← 一時金※ 約69万円 → 受取期間 10年間 → 最終年度

年額 90万円 年額 90万円 …… 年額 90万円

JBUあんしんプラン
家族サポートタイプ[C10コース]
(死亡・重度障がい保障) 月払掛金:1,824円

分割受取総額 **900万円** (受取期間:10年間) + 一時金※ 約90万円 (初年度のみ)

受取総額※ 約**990万円**

PLUS

JBUあんしんプラン
医療タイプ [終身医療プラン 総合タイプ+先進医療特約]
入院日額 **5,000円**
月払掛金:3,180円 共済期間:終身

責任世代 月払掛金合計 **7,656円**
加入年齢 満40歳 男性 (配偶者あり・子ども2人)

死亡保障の備えが最も必要な時期。
医療保障も充実させ万一への備えを。

初年度 ← 一時金※ 約108万円 → 受取期間 15年間 → 最終年度

年額 120万円 年額 120万円 …… 年額 120万円

JBUあんしんプラン
家族サポートタイプ[D15コース]
(死亡・重度障がい保障) 月払掛金:3,496円

分割受取総額 **1,800万円** (受取期間:15年間) + 一時金※ 約143万円 (初年度のみ)

受取総額※ 約**1,943万円**

PLUS

JBUあんしんプラン
医療タイプ [終身医療プラン 総合タイプ+先進医療特約]
入院日額 **5,000円**
月払掛金:4,160円 共済期間:終身

老後準備 月払掛金合計 **7,416円**
加入年齢 満55歳 男性 (配偶者あり・子ども独立)

死亡保障は必要保障を考慮して
保障の見直し・点検を行い、使えるお金を老後の貯蓄に。

初年度 ← 一時金※ 約79万円 → 受取期間 15年間 → 最終年度

年額 60万円 年額 60万円 …… 年額 60万円

JBUあんしんプラン
家族サポートタイプ[B15コース]
(死亡・重度障がい保障) 月払掛金:1,786円

分割受取総額 **900万円** (受取期間:15年間) + 一時金※ 約91万円 (初年度のみ)

受取総額※ 約**991万円**

PLUS

JBUあんしんプラン
医療タイプ [終身医療プラン 総合タイプ+先進医療特約]
入院日額 **5,000円**
月払掛金:5,630円 共済期間:終身

※一時金および受取総額は、将来の基礎率(予定利率等)の変更により変動(増減)する場合があります。

ご契約にあたっては、必ず「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」をご確認のうえ、お申し込みください。

家族サポートタイプのご加入にあたって

保障内容

被共済者が死亡・重度障がいになられた場合に、加入いただいているコース内容(受取年額・受取期間)で共済金をお支払いします。

新規加入できる方

- ① 契約発効日時点で、満15歳以上満59歳までの組合員および、その配偶者。
- ② 満60歳から満64歳の組合員は、加入コース「A05」「A10」「A15」「B05」「C05」からの選択、配偶者は加入コース「J05」となります。配偶者の加入は、組合員の加入が必要です。
※組合員および配偶者の方で契約発効日時点の年齢が満60歳～満64歳の方は、団体生命共済の基本契約(一律加入分含む)保障額を含めて600万円(60口)までが新規で加入する際の限度額となります。
- ③ 申込日(告知日)時点で「健康状態についての質問表」に該当しない方。**医師の診断は必要ありません。**
申込日(告知日)時点での健康状態により加入判断を行います。申込書の提出にあたっては、必ず申込日(告知日)をご記入ください。



継続加入と契約満了

組合員、配偶者とも満65歳の契約満了日まで加入いただけます。
※組合員の方で契約発効(更新)日時点の年齢が満60歳以上の方は、団体生命共済の基本契約(一律加入分含む)保障額を含めて2,000万円(200口)を限度に満59歳時点で加入した基本契約保障額の範囲で退職まで継続可能です(契約更新は、最長満64歳まで)。なお、家族サポートタイプの基本契約保障額については、ご契約のてびき「●加入コースと死亡・重度障害共済金額」をご参照ください。

掛金払込方法と保障開始

掛金払込方法は労働組合またはこくみん共済 coop へお問い合わせください。
また、保障開始は労働組合とこくみん共済 coop で定めた月の1日午前零時からとなります。
詳細は労働組合へお問い合わせください。掛金は「一般生命保険料控除」の対象となります。

共済期間

各労組での契約発効日より1年ごとの契約となります。
※契約更新時には、健康状態にかかわらず同じ加入コースの範囲で継続することができます。

(例) 2022年1月1日発効の場合は、
2022年12月末日までが共済期間です。

加入コースについて

「組合員」は、「Aコース」・「Bコース」・「Cコース」・「Dコース」の4つの中から、「加入コース」を1つ選択して、加入いただけます。「配偶者」は「Jコース」に加入いただけます。また、組合員加入コースの変更については、ご契約のてびき「●加入コースと死亡・重度障害共済金額」をご参照いただき、「死亡・重度障害共済金額(一括受取額)」が増額となる場合は、質問表の回答が必要となります。
※共済期間中において、死亡・重度障害共済金額(一括受取額)が減額となるコース変更ならびに任意解約はできません。

死亡共済金受取人の指定

「組合員コース」は、新規加入時に死亡共済金受取人の指定が必要です。なお、受取人指定についてはご契約のてびき「■共済金の年金払いについて」をご参照ください。
※「配偶者」の死亡共済金受取人は、「契約者(組合員)」となります。

共済金のお支払い方法

契約者(組合員)が死亡した場合は、ご指定いただいた「受取人」へ、配偶者が死亡した場合は契約者へ共済金を分割してお支払いします。
※受取回数は年1・2・4・6回から選択できます。なお、一括で受け取る場合の共済金額は、ご契約のてびき「●加入コースと死亡・重度障害共済金額」をご参照ください。
※年6回の受け取りはB・C・D・Jのコースのみが選択できます。
※共済金はご指定の口座へ振り込みとなります。

保障内容・掛金

- ① ライフプランにあわせて、下表の「コース名(受取年額)」と「受取期間」の中から「加入コース」を一つご選択ください。
- ② 「受取年額」は36・60・90・120万円、「受取期間」は5・10・15・20年から選択できます。
※受取回数は、年1・2・4・6回のいずれかを共済金請求時点で選択できます。年6回の受け取りはB・C・D・Jのコースのみが選択できます。
※受取人が死亡された場合は、受取人の相続人に分割受取期間の残余期間分の現価をお支払いします。
(受取人の死亡によって、共済年金払特則は消滅します)

●加入コースと掛金

コース名(受取年額)	加入コース	受取期間	月払掛金
Aコース (36万円)	A05	5年	456円
	A10	10年	798円
	A15	15年	1,083円
	A20	20年	1,406円

Bコース (60万円)	B05	5年	684円
	B10	10年	1,235円
	B15	15年	1,786円
	B20	20年	2,337円

Cコース (90万円)	C05	5年	988円
	C10	10年	1,824円
	C15	15年	2,660円
	C20	20年	3,382円

Dコース (120万円)	D05	5年	1,273円
	D10	10年	2,413円
	D15	15年	3,496円

●受取共済金額(年1回受け取りの場合)

分割受取総額	一時金(初年度のみ)	受取総額(分割受取総額+一時金)
180万円	約62万円	約242万円
360万円	約72万円	約432万円
540万円	約61万円	約601万円
720万円	約77万円	約797万円

300万円	約63万円	約363万円
600万円	約70万円	約670万円
900万円	約91万円	約991万円
1,200万円	約126万円	約1,326万円

450万円	約74万円	約524万円
900万円	約90万円	約990万円
1,350万円	約127万円	約1,477万円
1,800万円	約123万円	約1,923万円

600万円	約76万円	約676万円
1,200万円	約111万円	約1,311万円
1,800万円	約143万円	約1,943万円

●加入コースと掛金

コース名(受取年額)	加入コース	受取期間	月払掛金
Jコース (60万円)	J05	5年	684円

●受取共済金額(年1回受け取りの場合)

分割受取総額	一時金(初年度のみ)	受取総額(分割受取総額+一時金)
300万円	約63万円	約363万円

組合員

配偶者

一時金および受取総額は、2022年9月1日時点の基礎率(予定利率1.0%等)により計算したもので、将来の基礎率(予定利率等)の変更により変動(増減)することがあります。

- ① 組合員が死亡した場合は、あらかじめご指定いただいた「受取人」へ共済金をお支払いします。
- ② 組合員が重度障がいになった場合は、組合員に共済金をお支払いします。
- ③ 配偶者が死亡または、重度障がいになった場合は、組合員に共済金をお支払いします。

ご契約にあたっては、必ず「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」をご確認のうえ、お申し込みください。

ご契約のてびき（契約概要・注意喚起情報）

このご契約のてびき（契約概要・注意喚起情報）は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。

ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了承のうえお申し込みください。

なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約（「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」ならびにこれらにかかる条項を除きます。）・細則によって定まります。

このご契約のてびきは、ご契約の内容すべてを記載したものではありません。ご不明な点がありましたら、こくみん共済 coop（以下「当会」といいます。）までお問い合わせください。

ご契約内容となる事業規約・細則について

・団体定期生命共済の事業規約・細則は当会にお問い合わせください。

共済商品名称と該当する事業規約・細則

商品名	事業規約・細則
団体生命共済	団体定期生命共済

ご契約にあたっての共通項目 契約概要

「**契約概要**」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。以下同じです。

■**契約の引受団体と事業規約・契約の方法**

- 引受団体

全国労働者共済生活協同組合連合会（こくみん共済 coop）
- 事業規約

団体定期生命共済
- 契約の方法

団体と当会で定めた協定書に従い取り組みを行い、契約を締結します。

■**掛金と初回掛金の払込方法について**

基本的に給与からのチェックオフとなります。

■**共済期間と契約の更新について**

共済期間は 1 年です。同じ契約内容で引き続き加入する場合は、自動更新となり手続きは不要です（※団体によっては変更の無い場合であっても、申込書の回収をする場合があります）。

なお、事業規約・細則の改正があった場合には、掛金の額、保障内容等を変更することがあります（注意喚起情報「規約および細則の変更について」をご確認ください）。

■**掛金について**

JBUあんしんプラン家族サポートタイプの「保障内容・掛金」でご確認ください。

注意喚起情報

「**注意喚起情報**」は、ご契約に際して特に注意していただきたい事項を記載しています。以下同じです。

■**クーリングオフについて**

申込者（共済契約者（以下「契約者」））は、申込日を含めた 8 営業日以内であれば書面をもって申し込みの撤回（クーリングオフ）ができます。
※クーリングオフをする場合、書面に契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、被共済者の氏名、クーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、当会に提出してください。

■**加入申込書（申込書）および質問表の記入について**

- 申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表（健康状態等についての質問）について正確にお答えいただけなかった場合、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。被共済者になる方の同意を得て、契約者自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名してください。
- 申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は共済契約代表者または申込者（契約者）に通知します。
- 申込者（契約者）が申込書の「申込日」に記入した日を告知日（申込書の質問表への回答日）とします。

■**契約の成立と効力の発生について**

当会が申し込みを承諾した場合は、その申込日に契約は成立します。効力の発生日は、各団体との協定書に定める日からとなります。中途加入

等異なる場合は、契約の成立日以降の翌月 1 日午前 0 時からとなります。

■**2 回目以降の掛金払い込みと払込猶予期間・契約の失効**

- 団体一括払込団体

払込期日の翌日から 1 ヶ月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は払込期日に遡って効力を失い消滅します。
- 掛金口座振替特則適用団体
 - 口座振替（口振）は、毎月 28 日（取扱金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日）にご指定の口座から振り替えます。なお、掛金の払込期日は毎月の発効当日の前日の属する月の末日です。
 - 払込期日の翌日から 3 ヶ月の払込猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は失効します（契約がなくなります）。

■**共済金等を確実にご請求いただくために（代理請求について）**

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人（指定代理請求人）が契約者の代理人として共済金等を請求することができます（「指定代理請求制度」といいます）。また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方（代理請求人）が共済金等を請求することができます（「代理請求制度」といいます）。

■**規約および細則の変更について**

当会が事業規約・細則を改正した場合には、更新日における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等（支払事由、共済金の額、その他契約内容となるすべての事項）により更新します。また、当会は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、当会ホームページへの掲載やその他の方法により周知します。

■**共済金の不法取得目的による契約の無効について**

契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をした場合には、その契約は無効となります。
※契約が共済金の不法取得目的による無効の場合、契約当初からの払込掛金はお返しできません。
※すでに、共済金または返戻金を支払っていたときは返還していただきます。

■**詐欺等による契約の取り消しについて**

契約者、被共済者または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。
※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、返還していただきます。
※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

■**掛金の保険料控除について**

団体生命共済の掛金は生命保険料控除の対象となります。

団体生命共済のご契約 契約概要

■**共済金受取人について**

- 共済金受取人は契約者です。
1. にかかわらず、被共済者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、(1) から (5) の順位になります。なお、(2) から (5) の中では、記載の順序になります。
 - 契約者の配偶者（内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方(以下「内縁関係にある方等」)を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです。)
※「内縁関係にある方等」とは、生活実態をもとに当会が認めた方をいいます。また、戸籍上の性別が同一である場合については、加入時に確認書類の提示（自治体の同性パートナーシップの証明書、住民票、

- 当会所定の確認書のいずれか）をお願いしています。
- 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹（「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じです。）
- 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- (2) にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- (3) にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

2. において、同順位の死亡共済金受取人が 2 人以上あるときは、代表者 1 人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表します。
- 契約者は、支払事由が発生するまでは所定の書類により、被共済者の同意および当会の承諾を得て、2. の死亡共済金受取人の順位または順序を変更することができます。また、死亡共済金受取人を 2. 以外の契約者の親族等に指定または変更することができます。
4. により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合で、その後契約更新（以下「更新」といいます。）されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとします。
- 死亡共済金受取人を指定または変更するための書類が当会に到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払ったときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、重複して共済金は支払いません。
4. により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後新たな死亡共済金受取人が指定されないときは、1. または 2. に規定する順位または順序によります。

■**共済金支払いの分割・繰り延べ・削減**

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ払い、削減をすることがあります。

■**被共済者になることができる方**

発効日または更新日に、次のいずれかに該当する方

- 契約者（団体の構成員。以下同じです。）
- 契約者の配偶者

※配偶者の加入には契約者本人の加入が必要です。

■**被共済者になることができない方**

- 質問表の回答を当会が確認し、加入が妥当でないと判断した方。ただし、全員一律加入契約および家族全員一律加入契約を除きます。
- 発効日または更新日に次の職業・職務に従事している方
 - 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業・職務
 - テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業・職務

ただし、契約者本人が、これらの職業・職務に従事している場合でも、所属する団体の全被共済者の 3％以内であれば加入できます。(加入することができる基本契約共済金額は 500 万円までとなります。)

■**割り戻し金について**

毎年 5 月末の決算において、剰余が生じた場合に割り戻し金としてお戻しします。

■**共済金をお支払いする場合**

- 基本契約

<死亡共済金・重度障害共済金>

被共済者が共済期間中に死亡、または重度障がいの状態となった場合に、基本契約共済金額を死亡共済金または重度障害共済金としてお支払いします。

※死亡共済金と重度障害共済金は重複して支払いません。
- 共済金を減額してお支払いする場合

<重度障害共済金>

発効日または更新日（増額した場合）時点で、すでに罹患していた疾病・

受傷していた傷害を原因として、発効日または更新日（増額した場合の増額部分）から 180 日以内に重度障がいの状態になったときは、前項「共済金をお支払いする場合」における重度障害共済金の額を 50％減額してお支払いします。

※全員一律加入部分、集団一律加入部分および家族全員一律加入部分の共済金額を除いた基本契約共済金額が減額の対象となります。

■**共済金の年金払いについて**

- 死亡共済金または重度障害共済金等について、一時金ではなく年金形式で受け取ること（以下「年金払い」といいます。）ができます。

※年金払いができるのは、所属団体における契約に共済金年金払特則が付帯されている場合に限ります。
- 年金払いによる年金の受取人（以下「年金受取人」といいます。）になれる方は、共済金受取人である契約者本人です。
2. にかかわらず、契約者が被共済者である契約において、契約者が死亡した場合の年金受取人になれる方は、あらかじめ次の範囲内から死亡共済金受取人として指定されている方となります。

- 契約者の配偶者
- 契約者の収入により生計を維持している契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- 契約者の収入により生計を維持している契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- (1) から (3) までにあてはまらない契約者の収入により生計を維持している契約者のその他の親族

※あらかじめ上記の範囲内で、契約者が指定した後、その死亡共済金受取人が上記の範囲外となった場合には、死亡共済金受取人を変更していただく必要があります。

なお、その死亡共済金受取人が年金払いを選択する際に、上記の範囲外となっていた場合には、年金払いではなく一時金での受け取り（お支払い）となります。

4. 年金払いのお取扱内容

- 年金年額が 24 万円を下回る場合には、年金払いはお取り扱いできません。
- 年金の種類は、確定年金です。

※確定年金は、年金開始日以降、一定の支払期間中、年金をお支払いします。

なお、支払期間は、5 年以上 35 年以下の範囲内で 5 年単位に設定いただきます。
- 年金の型は、定額型（年金の額が毎年一定）です。
- 年金のお支払方法

- 年金払いの対象となる共済金のお支払日に、その全額または一部を年金原資に充当して、この日を年金開始日とし、その後、年金開始日の年応当日ごとに年金をお支払いします（年 1 回受け取り）。

※年金額は、年金原資が充当される年金開始日の基礎率（予定利率等）で計算します。
- 年金を分割して受け取ることができます。

※年 2 回受け取り：年金年額 36 万円以上、年 4 回受け取り：年金年額 36 万円以上、年 6 回受け取り：年金年額 48 万円以上である場合に限ります。
- 年金受取人は、確定年金の支払期間の残余期間分の現価を一括して受け取ることができます。

※受取額は、予定利率で割り引いた年金の現価となり、年金で受け取るよりも少ない額となります。
- 年金受取人は、年金原資に充当する共済金の額、確定年金の支払期間、および年金の受取回数を変更すること、ならびに権利義務を第三者に承継させることはできません。
- 年金受取人が死亡された場合には、年金受取人の相続人に、確定年金の支払期間の残余期間分の現価を一括してお支払いします。

注意喚起情報

■**契約の解除について**

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

- 共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき

3. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していると認められるとき。

*1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

*2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

4. 他の契約等との重複によって、被共済者にかかる共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします。）の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき

5. 前記 1.～4. までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適当と判断したとき

6. 契約者または被共済者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。当該契約の未経過共済期間（1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます。）

に相当する掛金をお返しします。

※前記 3. の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

■被共済者による契約の解除請求について

被共済者が契約者以外である場合、被共済者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。

■共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）

次のいずれかに該当する場合、共済金をお支払いできません。

共済金の種類	主な免責事由
1. すべての共済金	(1) 契約が解除されたとき (2) 契約が無効となったときや詐欺等により取り消されたとき
2. 死亡を原因とする共済金	(1) 被共済者が発効日または更新日（増額した場合の増額部分）から1年以内に自殺したとき (2) 被共済者の犯罪行為によるとき (3) 共済金受取人の故意によるとき (4) 契約者の故意によるとき（契約者と同一人である場合を除きます） など
3. 重度障がいや原因とする共済金	(1) 被共済者が発効日または更新日（増額した場合の増額部分）から1年以内に自殺行為により重度障がいの状態となったとき (2) 被共済者の故意（自殺行為を除きます）によるとき (3) 被共済者の犯罪行為によるとき (4) 契約者の故意によるとき（契約者と同一人である場合を除きます） など

■契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

1. 契約者が発効日または更新日にすでに死亡していたとき
2. 被共済者が発効日にすでに死亡していたとき
3. 契約者が発効日または更新日に団体の構成員でなくなっていたとき
4. 被共済者が発効日または更新日に契約概要「被共済者になることができる方」の範囲外であったとき
5. 共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分
6. 契約の申し込みの際、被共済者の同意を得ていなかったとき
7. 契約者の意思によらず契約を申し込まれたとき

など

※契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を、契約者にお返しします。

※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

■契約の消滅について

次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。

1. 被共済者が死亡したとき
2. 被共済者が重度障がいの状態となったとき（重度障害共済金支払われた場合に限ります。）

※共済金を契約者または死亡共済金受取人にお支払いする場合で、未払込掛金があるときはその未払込掛金の額を共済金から差し引かせていただきます。

■契約内容に関する届け出について

契約者は次の場合、所属する団体を通じて当会へご連絡ください。ご連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。

1. 契約者または被共済者の氏名を変更したとき（死亡共済金受取人、指定代理請求人を含む）
2. 契約者の住所を変更したとき
3. 被共済者が契約概要「被共済者になることができる方」の範囲外になったとき

お客様に関する個人情報の取り扱いについて

こくみん共済 coop（当会）は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、当会の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」にもとづき適切に取り扱います。

○所属団体について

所属する労働組合・共済会等（所属団体）を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報（特定個人情報を除く）を所属団体へ提供させていただきます。

○医療機関等について

共済金の適正かつ迅速な支払いを行うために必要な範囲内の個人情報を医療機関・当事者等の関係先に提供することがあります。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は、当会ホームページ（<https://www.zenrosai.coop>）をご参照ください。

団体事務手数料のお支払いについて

契約者が所属する労働組合・共済会等（以下、「所属団体」といいます。）を通じてご加入される場合、契約等にかかわる事務手続きは契約者からの委任にもとづいて所属団体が代行することとなります。こくみん共済 coop は、この事務手続きに際して生じる費用相当額を、契約者に代わって所属団体に事務手数料としてお支払いします。

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1. 苦情のお申し出先について

こくみん共済 coop（当会）では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。当会に対するご相談・ご不満などがございましたら、ご加入の**各都道府県の当会**までご連絡ください。

2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、当会で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」（ADR促進法）にもとづく法務大臣の認証を取得しています。一般社団法人 日本共済協会 共済相談所
■電話 03-5368-5757
■受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始除く）
※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

組合員について

1. 組合員の資格

(1) この消費生活協同組合（都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます）の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。

(2) この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退

(1) 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

(2) この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。

(3) 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。

(4) 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

5. 除名

(1) この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。

- ①3年間この組合の事業を利用しないとき
 - ②この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (2) 前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

(3) この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

ご契約者の皆さまへ

こくみん共済 coop（当会）は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。当会は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています（※詳しくは各都道府県の当会にお問い合わせください）。

●加入コースと死亡・重度障害共済金額

加入コース	死亡・重度障害共済金額（一括受取額）
A05	240万円
A10	420万円
A15	570万円
A20	740万円
B05	360万円
B10	650万円
B15	940万円
B20	1,230万円
C05	520万円
C10	960万円
C15	1,400万円
C20	1,780万円
D05	670万円
D10	1,270万円
D15	1,840万円
J05	360万円

「割り戻し金」について

毎年5月末の決算において、基幹労運として収支計算を行い、剰余が生じた場合は、割り戻し金としてお戻しします。（なお「割り戻し金」は、お約束されたものではなく毎年の収支状況によります。）

「出資金」について

「こくみん共済 coop」は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員になるには、1口（100円）の出資が必要です（生活協同組合運営のために10口（1,000円）以上の出資をお願いしています）。

その他

- ・「JBUあんしんプラン家族サポートタイプ」は、こくみん共済 coop の「団体定期生命共済 共済年金払特則」を利用した制度です。
- ・一時金および受取総額は、2022年9月1日時点の基礎率（予定利率等）で計算したものです。
- ・一時金および受取総額は、年金原資が充当される年金開始日の基礎率（予定利率等）で計算しますので、将来の基礎率（予定利率等）の変更により変動（増減）することがあります。
- ・積立型の共済制度ではありません。
- ・脱退時の解約返戻金はありません。